

令和7年4月1日から対象年齢が「満70歳以上」から「満65歳以上」に引き下げとなりました。

65歳以上 高齢者を対象に補聴器の購入費を助成します

購入前に申請しましょう！



【助成対象者（以下のすべての要件を満たす方）】

- ① 市内に住所を有する65歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、耳鼻咽喉科医師により補聴器の使用によって日常生活における聞き取りの改善が見込まれると判断された方
※原則として聴覚障害にかかる身体障害者手帳の交付対象とならない方（70デシベル以上の場合は、身体障害者手帳による助成を検討）
- ③ 本人及び世帯全員の市民税所得割額が46万円未満であること
- ④ 本人及び世帯全員に市税等の滞納がないこと
- ⑤ その他の法令に基づき、補聴器購入費等の助成を受けていないこと
- ⑥ 過去に本事業の助成を受けていないこと

【！ご注意ください！】

※助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です

【助成内容】

- ・ 購入費の2分の1以内で上限30,000円まで
- ・ 補聴器の購入に要する経費に限ります
- ・ 助成は1人につき1回限りです

難聴の度合い	デシベル	聞こえ方
軽度難聴	30デシベル以上50デシベル未満	聞き間違いや聞き返しをすることが増える
中等度難聴	50デシベル以上70デシベル未満	日常会話が聞き取りにくい
高度難聴	70デシベル以上90デシベル未満	耳元に口を近づけないと大声でも聞き取りにくい
重度難聴	90デシベル以上	ほとんど聞き取れない

参照：いいネットケア

手続きの流れ

～補聴器を購入する前に～

① 耳鼻咽喉科の受診（申請書「医師の証明」欄）

両耳の聴力レベルが30デシベル以上であるか検査（70デシベル以上の場合は、身体障害者手帳による助成を検討）し、医師に補聴器により日常生活における聞き取り改善が見込まれると診断された場合、申請書に医師の証明を受ける

※医師の証明は、申請日以前3か月以内のものである必要があります。3か月を経過している場合は、医師から再度証明を受ける必要がありますので、ご注意ください。

② 販売店に相談・見積書の依頼

販売店で補聴器の調整やフィッティングをし、購入したい補聴器が決まったら見積書を依頼する

購入時 相談の ポイント

- ・補聴器をどのように使用したいか「目的」を伝えましょう。
- ・どんな時に聞こえにくいかなどできるだけ細かく伝えましょう。
- ・ご予算、価格等の相談をしましょう。
- ・購入は一人で決めず、ご家族などと相談しましょう。

③ 申請書（医師の証明）の提出（添付書類：補聴器の見積書）

提出先：磐田市高齢者支援課（iプラザ 3階）

申請受付後に市税収納状況等の審査を行います

- ・ 本人及び世帯全員の市民税所得割額が46万円未満
- ・ 本人及び世帯全員に市税等の滞納がない



上記二次元コードから電子申請も可能です。

<https://logoform.jp/f/yTHv3>

④ 助成金交付の決定・決定通知書の送付

市からご本人様宛に決定通知書を郵送します

（決定通知書の発送まで3週間程度要しますのでご了承ください。）

～助成が決定し、決定通知書がお手元に届いたら～

⑤ 補聴器の購入

決定通知書が届いたら、見積書を徴した販売店で補聴器を購入し、領収書を受領する

⑥ 請求書の提出（添付書類：購入した補聴器の領収書の写し、通帳の写し）

提出先：磐田市高齢者支援課（iプラザ 3階）

⑦ 助成金の振込

市から助成金を支給します。振込通知は郵送しませんので、通帳記帳等によりご自身でご確認をお願いします。